

公 告 第 5 4 号

令和6年1月19日

令和5年12月22日付け公告第868号で公告したくまもとポイント事業普及広報業務委託に係る公募型プロポーザル方式について、公告文の一部を次のように修正する。

熊本市長 大 西 一 史

1 修正内容

1 業務概要(5)を次のように改める。

1 業務概要

(5) 提案上限額 13,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、令和5年度履行分については5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）、令和6年度履行分については8,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）をそれぞれ上限額とする。

※提案内容に関わらず、提案上限額13,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）又は令和5年度履行分の上限額である5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）もしくは令和6年度履行分の上限額である8,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）のいずれか一つでも超える提案は無効とする。

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※提案上限額に関しては「15 その他の留意事項(11)」を参照すること。

9 提案書等の提出(1)カを次のように改める。

9 提案書等の提出

(1) 提出書類

カ 概算見積書及び内訳書（任意様式）

※年度ごとに内訳を明確に記載すること。（「15 その他の留意事項」(11)参照。）

※ただし、令和5年度履行分については5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）、令和6年度履行分については8,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）をそれぞれ上限額とすること。

9 提案書等の提出(3)を次のように改める。

9 提案書等の提出

(3) 提出期限

令和6年(2024年)1月22日(月)午後5時までに必着のこと。
また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

15 その他の留意事項(11)を次のように改め、(11)の次に次の1号を加える。

15 その他の留意事項

- (11) 提案者は、本業務の提案上限額13,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)のうち、令和5年度履行分については5,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)、令和6年度履行分については8,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)をそれぞれ上限額として提案することとする。

ただし、提案上限額13,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)又は令和5年度履行分の上限額である5,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)もしくは令和6年度履行分の上限額である8,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)のいずれか一つでも超える提案は無効とする。

- (12) 令和5年度履行分に対する代価については部分払いとし、支払いの時期については本市と契約者との協議によることとする。

2 修正理由

- (1) 提案上限額の詳細について追記するもの。
(2) 上記に伴い提案書等の提出期限を改めるもの。

3 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所12階
熊本市文化市民局市民生活部地域活動推進課
電話：096-328-2036 (直通)